【A:普通徴収】

(例:退職して徴収方法を本人の普通徴収へ変更する場合)

御注意

4 321 収 一方給「黒 月法与宛の 一」の名ボ日欄支番 かの払号ル ら枠い∟ペ 四内をのン 月に受欄又 三っけには 十1なはペ日 - く、ン まとな特で で記つ別記 の入た徴載 間す者収し にるが税て 退と、額く 職と新通だ しもし知さ たにい書い 者、勤にの務記 未1先載 徴. にさ 収特おれ 税別いた 額徴て宛 が収特名 あ継別番 る続徴号 場の収を 合場の記 は合継載 `∟ 続し 一欄をて 括に希く 徴必望だ 収要すさ (することが義務づけられています。(事項を記載してください。)る場合には、「異動後の未徴収税額の徴い。

給与支払報告 特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書 												提出先 〒869-0492			宇土市役所 税務課 市民税係 熊本県宇土市浦田町51番地					
◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。														度		1. 玛	見年度	2. 新年度	3. 両年度	
-	宇土市長様	給介	所在	〒 869-××× 新 在 地										特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号			9999999			
		特 与別													宛名	番	号		15	
		徴 支収	フリガフ	ナ 	カブシキ	トガイシ	ノヤ マルバ	マルバツショウジ								所	属	人事	等分務課	
2	20×× 年 × 月 × 日提出	義 払務	氏名又は	名又は名称 株式会社〇×商事											当絡	氏	名	宇士	上 花子	
		者	個人番 ⁵ 又は法人者	号 番号	1 2	3	4 5 6	7	8 9	0	1 2 3	←個人番号の記述 左端を空欄とし	載に当たって て右詰めで記	ては、 記載	者先	電	話	090- ×× 内線(××-0000)
	フ リ ガ ナ <mark>ウト タロウ</mark>						(ア)		(1)		(ウ)	B 41						ED 54 %	· ◆ ◆ + ※	沙 斯 山豆
給与所	氏 名 宇土 太郎			(旧姓	<u> </u>		特別徴収税額 (年税額)			į ;	未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動年月日	異動	^り の	事	由	異動後の未税額の徴収	り徴収方	方法	
	生年月日 19 >	XX 年	× 月		× 日		(十亿的)				()) - (1)									
	個人番号 123	4 5	6 7 8	0	1 2	3		_										-11		
	受給者番号 777		<u>l i</u>	<u>i i</u>				6 月から		9 月から	XX 年	1 1 2 3	1. 2. 3.	退 転 休 職		長	为 1.	1.特別徴収	又継続	
得							30,700		8 月まで 5 月まで 5			8 月	8 月 番号を 5 記入 5 6			•	額・不る・解・	亡 5から 2. 計 発を 2.	一括	徴 収
 者	1月1日 現在の住所 宇土市〇〇町	「123番	地							7.			合 併 ・ 解 そ の							
	異動後の 住所 同上						8,200 22,500 円 円							事	油·理由			3.普通徵 및 (本人納付		
1. 特別徴収義務者 指定番号 8月20日退職で8月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税 指定番号 新しい 類の徴収方法を9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア)年税額 30,700円(6月~翌年5月分) (イ)徴収済額 8,200円(6月~8月分) (ウ)未徴収税額 22,500円(9月~翌年5月分) 徴収し、組 受給者番号											D欄にも該	を								
勤協						8,200円(6月~8月分) 2,500円(9月~翌年5月分)							受給者番号							
九	光道 氏名又は名称							<u>300円(9月3年3月カ)</u> 普通徴収税額・・・22,500円						納入書の要否 (新規の場合のみ記載)					. 必要 2. ⁵	不要
	. 一括徴収の場合 									ZIJA LIT			徴収予定額	Į		Ź	:記の-	一括徴収した税額に	 よ、	
理	1. 異動が令和	年12	年12月31日までで、一兵党収の由出があったため、												月分(翌月10日納入期限分)で					
由												円		<u>Ý</u>	 納入します。 					
	. 普通徴収の場合												市 市							
理 1. 兵動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため †																				